Ⅰ 製品の輸出管理について

日本トムソン株式会社 輸出管理室

I. 基本方針

- 1日本トムソン株式会社(以下、「当社」といいます。)は、国際的な平和および安全の維持を目的とした「外国為替及び外国貿易法」等(以下、「外為法等」といいます。)の輸出関連法規を遵守します。
- 2 当社は、輸出関連法規を遵守するため、社内組織の設置および社内規程の整備を行い、外 為法等に違反して当社製品の輸出および技術の提供を行いません。
- 3 当社は、国内販売であっても、最終的に外為法等に違反して輸出されることが明らかな場合は、当社は販売を行いません。

Ⅱ. 判定リストについて

- 1 当社標準品の輸出貿易管理令(以下、「輸出令」といいます。)に基づく、リスト規制の 判定結果については、下記判定リストをご覧ください。 また、キャッチオール規制、輸出令別表第二および米国輸出管理規則(EAR)の判定結 果については、同リスト下欄をご覧ください。
- 2 カタログに掲載されていない特殊品については、製品選定の段階で当社営業担当者にご相談いただくか、下記「該非判定依頼書」をダウンロードのうえ、必要事項を記入し当社営業担当者へ送付願います。この場合、該非判定書の発行にお時間をいただく場合がございます。
- 3 当社製品の判定に伴い、仕入れ先等のお取引先様に該非判定書、EAR判定書等のご提出 をお願いする場合がございます。 その際はご協力くださいますようお願いいたします。

以 上

ニードルシリーズ

日本トムソン株式会社

シリーズ名称	代表的な形式	リスト規制に対する 該非判定結果	備考			
・シェル形ニードルベアリング	TA···Z, TAW···Z,TAM,TAMW, TLA···Z, TLAW···Z, TLAM, TLAMW, YT, YTL, TLA···UU, BA···Z, BAW···Z, BAM, BAMW, BHA···Z, BHAM, YB, YBH					
・汎用ニードルケージ	KT, KTW, KT…N					
・コネクティングロッド用ニードルケージ	KT···EG, KTV···EG					
・旋削形ニードルベアリング	RNA, NA, TR, TRI, TAF, TAFI, BR, BRI, GTR, GTRI					
・Cルーブ旋削形ニードルベアリング	TAF···/SG					
分離形ケージ付ニードルベアリング	RNAF, RNAFW, NAF, NAFW, RNAF…N					
・保持器付ローラベアリング	NAU, TRU					
総ころローラベアリング	NAG		・輸出令別表 第1 4-(5の2)			
・シーブ用ローラベアリング	NAS	非該当	•輸出令別表 第1 6-(1)			
・スラストベアリング	NTB, AZK, AZ, WS, GS, AS					
複合形ニードルベアリング	NAX, NAXI, NBX, NBXI, NATA, NATB					
•内輪	IRT, IRB, LRT, LRTZ, LRB, LRBZ…B					
・カムフォロア	CF····B, CF····VB, CF···FB, CFE····B, CFE···VB, CFES···B, CF····WB, CF····YB, CFKR.CFKR····V, CFKRE, CFKRE···V, CF-RU1, CF-PU1, CF-SFU···B, CF···G, CFS···FV, CFS···FV, CFS···FV, CFS···WB, CFS···V, CFS···WV, CFS···FV, CFS···V, CFS···V, CFS···V, CRF···VB, CR, CR···V, CRH···V, CRH···VB, CFC···BUUR, CFC···VBUUR					
・カムフォロア用Cルーブユニット	CL	対象外	機械部品(給油装置)			
・ローラフォロア	RNAST, NAST, NART, NART…V, NART…F, NART…/SG, NURT, CRY		・輸出令別表 第1 4-(5の2)			
・クロスローラベアリング	CRBHV,CRBH, CRBFV, CRBC, CRB, CRBT, CRBTF, CRBS, LCRB		・輸出令別表 第1 6-(1)			
・球面滑り軸受	SB, SB···A, GE···E, GE···ES, GE···G, GE···GS, SBB, GE···EC	非該当	(滑り軸受)			
・ピロボール	PB, PHS(···A), POS(···A), PHSA, PHS···EC, POS···EC, PHSB, POSB		・輸出令別表 第1 4-(5の2) ・輸出令別表 第1 6-(1)			
・エルボール	LHSA, LHS					
エルボール用ダストカバー	PRC		一般機械部品(ゴムカバー)			
・旋回ノズル	SNA, SNM, SNPT	対象外	一般機械部品(切削油吐出ノズル)			
ニードルベアリング用シール	OS, DS	V.1 ≤V/ I.	一般機械部品(シール)			
・ニードルベアリング用サークリップ	WR, AR		一般機械部品(止め輪)			
・ニードルローラ	N	非該当	・輸出令別表 第1 4-(5の2) ・輸出令別表 第1 6-(1)			
・注油ノズル	A-5126T, A-5120R, B-5120R, A-5120V, A-5240V, B-5120V, B-5240V	対象外	一般機械部品(グリースガン用)			
・グリースニップル	NPT, NPB, NPF		一般機械部品(グリースニップル)			

^{・[}非該当]:輸出令別表第1の1~15までの項に品目名は記載されていますが、仕様または精度としてリスト規制に該当しません。

^{・[}対象外]:輸出令別表第1の1~15までの項に品目名が記載されていないため、リスト規制の対象とはなりません。

[・]上記製品は、輸出令別表第2には該当いたしません。ただし、ロシア・ベラルーシを仕向地とする場合は、輸出令別表第2の3に記載の輸出等の禁止措置対象品目に該当します。

[・]当社製品は、すべて輸出令別表第1の16の項(キャッチオール規制)に該当します。輸出する際は、お客様において仕向国および用途・需要者を確認いただき、客観要件に該当する場合は、輸出許可申請等必要な手続きをお取りください。

[・]上記製品には、米国原産及び米国原産と見なされる部品・技術情報を使用しておりませんので、米国輸出管理規則(EAR)の再輸出規制の対象外です。

[・]上記以外のニードルシリーズ製品は、個別に該非判定を行いますので、IKOにお問合せください。

直動シリーズ

日本トムソン株式会社

シリーズ名称	代表的な形式	リスト規制に対する 該非判定結果	備 考
・CルーブリニアウェイL	ML, MLF, MLC, MLG, MLFC, MLFG,		
	MLL LWL, LWLF, LWLG, LWLC, LWLFC,		
・リニアウェイL	LWLFG, LWL-B, LWLF. B, LWLG. B,		
3 7 7 2 1 1 2	LWLC···B, LWLFC···B, LWLFG···B		
・CルーブリニアウェイLV	MLV		
・CルーブリニアウェイV	MV		
・CルーブリニアウェイE	ME, MET, MES, MEC, MEG, MESC, MESG, METC, METG		
・リニアウェイE	LWE, LWET, LWES, LWEC, LWEG, LWESC, LWESG, LWETG, LWETC		
・低騒音リニアウェイE	LWE(T,S)···Q		
・CルーブリニアウェイH	MH, MHT, MHD, MHDC, MHDG, MHDL, MHG, MHS, MHSG, MHTG, MHTL		
・リニアウェイH	LWH, LWHD, LWHDC, LWHDG, LWHG, LWHS, LWHSG, LWHT, LWHTG, LWHY		
・リニアウェイF	LWFH, LWFF, LWFS		
・CルーブリニアウェイUL	MUL		
・リニアウェイU	LWUL, LWU		
・CルーブリニアローラウェイスーパーX	MX, MXD, MXS, MXN, MXNS, MXNL, MXC, MXDC, MXDG, MXG, MXL, MXDL, MXNG, MXNSG, MXNSL, MXSG, MXSC, MXSL	対象外	一般機械部品(直動案内機器)
・リニアローラウェイスーパーX	LRX, LRXD, LRXS, LRXC, LRXDC, LRXDG, LRXDL, LRXH, LRXG, LRXHC, LRXL, LRXSC, LRXSG	刈家外	一
・リニアローラウェイX	LRWX, LRWXH		
・リニアウェイモジュール	LWLM, LWM, LRWM		
・ラック&ピニオン内蔵形クロスローラウェイ	CRWG		
・ラック&ピニオン内蔵形クロスローラウェイH	CRWG···H		
・クロスローラウェイ	CRW, CRWM		
・ラック&ピニオン内蔵形クロスローラウェイユニット	CRWUG		
・クロスローラウェイユニット	CRWU		
高剛性精密ボールスライド	BWU		
精密ボールスライド	BSP, BSPG, BSR		
ボールスライド	BSU···A		
・CルーブボールスプラインG	MAG, MAGF, MAGFT, MAGL, MAGT, MAGLT		
・ボールスプラインG	LSAG, LSAGF, LSAGL, LSAGT, LSAGFL, LSAGLT, LSAGFT, LSAGFLT		
・ブロック形ボールスプラインG	LSB, LSBT		
有限ストロークボールスプラインG	LS, LST		
・リニアブッシングG	LMG , LMGT		
・リニアブッシング	LM, LME, LMB, LK		
・ミニアチュアリニアブッシング	LMS,LMSL		
・ストロークロータリブッシング	ST		・輸出令別表 第1 4-(5の2)
・ミニアチュアストロークロータリブッシング	STSI, STS, OR, BK, SF	非該当	・輸出令別表 第1 4-(30/2)
・ボールガイド	BG		1000 1777 0 (1)
・ローラウェイ	RW, RWB, SR, GSN		一般機械部品(直動案内機器)
・フラットケージ	FT, FT···N, FTW		
・専用ジャバラ	JE, JH, JF, JR	対象外	一般機械部品(防塵用ジャバラ)
注油ノズル	А, В		一般機械部品(グリースガン用)
・配管継ぎ手	LC, SC		一般機械部品(潤滑剤供給用)
・IKOグリース	MT2, CG2, CGL, AF2	非該当	(潤滑グリース) ・輸出令別表第1の3-(1) ・輸出令別表第1の5-(10)(11)(12) ・輸出令別表第2の35-(3)等

^{・[}非該当]:輸出令別表第1の1~15までの項に品目名は記載されていますが、仕様または精度としてリスト規制に該当しません。

^{・[}対象外]:輸出令別表第1の1~15までの項に品目名が記載されていないため、リスト規制の対象とはなりません。

[・]上記製品は、輸出令別表第2には該当いたしません。ただし、ロシア・ベラルーシを仕向地とする場合は、輸出令別表第2の3に記載の輸出等の禁止措置対象品目に該当します。

[・]当社製品は、すべて輸出令別表第1の16の項(キャッチオール規制)に該当します。輸出する際は、お客様において仕向国および用途・需要者を確認いただき、客観要件に該当する 場合は、輸出許可申請等必要な手続きをお取りください。

[・]上表のうち下記の形式以外の製品には、米国原産及び米国原産と見なされる部品・技術情報を使用しておりませんので、米国輸出管理規則(EAR)の再輸出規制の対象外です。 EAR99該当品:IKOグリース AF2

[・]上記以外の直動シリーズ製品は、個別に該非判定を行いますので、IKOにお問合せください。

<u>メカトロシリーズ</u>

日本トムソン株式会社

シリーズ名称	代表的な形式	リスト規制に対する 該非判定結果	備考		
・精密位置決めテーブルTE	TE···B				
・精密位置決めテーブルTU	TU				
・精密位置決めテーブルL	TSL···M				
・精密位置決めテーブルLH	TSLH···M, CTLH···M				
・高精密位置決めテーブルTX	TX···M, CTX···M				
・クリーン精密位置決めテーブルTC	TC···EB				
・マイクロ精密位置決めテーブルTM	TM				
・精密位置決めテーブルTS・CT	TS, CT				
・精密位置決めテーブルLB	TSLB	対象外			
・ナノリニアNT	NT				
・アライメントステージSA	SA···DE				
・リニアモータテーブルLT	LT				
・アライメントテーブルAT	AT				
・回転ステージSK	SK···W				
・アライメントモジュールAM	AM				
・精密昇降テーブルTZ	TZ				
・パラレルドライブステージPD	PD····S				
・リニアモータ駆動用 ドライバ (NT・・V、NT88H、NT80XZ、 NT90XZH、SA、LT用)	ADVA-01NL/NT·· ADVA-01NLEC/NT·· ADVA-R5ML/NT·· ADVA-R5MLEC/NT·· ADVA-01NL/SA·· ADVA-01NL/SA·· ADVA-R5MLEC/SA·· ADVA-R5MLEC/SA·· ADVA-R5MLEC/SA·· ADVA-01NL/LT·· ADVA-01NL/LT·· ADVA-08NL/LT·· ADVA-08NL/LT··	非該当	・輸出管理令別表第一の二一(八) ・輸出管理令別表第一の七一(八の三)		
・リニアモータ駆動用 ドライバ (NT55V、NT80V、SA用)	MR-J4-10B-RJ/NT·· MR-J4-10B-RJ/SA··	非該当	・輸出管理令別表第一の二一(八)		
コード類 ・モータ(中継)コード ・エンコーダ(中継)コード ・センサ中継コード ・リミット・エンコーダコード中継コード ・リミット分岐コード	TAE••	対象外			

- |・リミットカーマート| |・[非該当]:輸出令別表第1の1~15までの項に品目名は記載されていますが、仕様としてリスト規制に該当しません。
- ・[対象外]:輸出令別表第1の1~15までの項に品目名が記載されていないため、リスト規制の対象とはなりません。
- ・上記製品は、輸出令別表第2には該当いたしません。ただし、ロシア・ベラルーシを仕向地とする場合は、輸出令別表第2の3に記載の輸出等の禁止措置対象品目に該当します。
- ・当社製品は、すべて輸出令別表第1の16の項(キャッチオール規制)に該当します。
- 輸出する際は、お客様において仕向国および用途・需要者を確認いただき、客観要件に該当する場合は、輸出許可申請等必要な手続きをお取りください。
- ・上記製品には、米国原産及び米国原産と見なされる部品・技術情報を使用しておりませんので、米国輸出管理規則(EAR)の再輸出規制の対象外です。
- ・上記以外のメカトロシリーズ製品は、個別に該非判定を行いますので、IKOにお問合せください。

支社

営業所 行

輸出管理に関する該非判定依頼書

当社は下記の製品を輸出又は社内管理のために、該非判定書の発行を依頼します。 輸出に際しては国内外の法令を遵守し、当社の責任において輸出に関する必要な手続きを行うことを確認します。

	-	 听在地			_																		
ご依頼者	-	別狂地																					
		社名																					
	Ę	部署名													5	"担当	者名						
		TEL														FA	X						
	E	-mail																					
		₹			_																		
輸出者	F	听在地																					
☆判定書に記載		社名																					
<u>する宛先</u> ☆ご依頼者と同じ	축	部署名													5	"担当	者名						
場合は不要		TEL														FA	X						
	E	-mail																					
仕向地(国名)														☆ :	事前	確認用	の場 [・]	合は、	想定できる	主たる	5仕向地	<u>t</u>	
輸出先会社名																							
最終顧客名																	☆輔	出先	会社名と同	じ場合	は不要	Ę	
用途•装置名																							
		※ オート/																					
		※ 具体的 ※ 用途・3														生用等	の名	称でも	結構です。				
		通関用			設計	での.	事前	確認	忍用		1		社内	竹管	理用				その他				
			品	名							形		番	>	※ 記ノ	人欄が	足りな	い場合	- 合は、別途	添付を	お願い	します	•
	1																						
	2																						
製品名	3																						
	4																						
	5																						
 輸出形態		単体			装置	組記	込み																
		年			月			日															
発行希望日		※ IKO標 ※ 特別な ※ 特別仕	事由に	こより	短納	明をご	希望の)場台	は、	理	白をお	計	かせ	くださ	い。		に時間	間を要	します。				
判定書送付方法		E-mail					その	他						>	ĶE−r	nail(5	よる	送付	を基本と	します	۰。		
送付先の確認		ご依頼者					輸出	者						そ(の他	()
その他のご依頼等							_														-		

- 注)1. 上記様式中のチェック欄(□)には、該当項目に■またはレ点の入力をして下さい。 ※ □ は必須項目です。
 - 2. 上記様式中のチェック欄(口)には、同行内の1箇所にのみ必ずチェックをして下さい。
- ◎ご記入頂いた全ての情報は、輸出管理以外の目的には使用致しません。(日本トムソン株式会社)

		輸出領	管理室	受付 支社・営業所				
I	管理責	責任者	事	務局	営技課長	営業課長	受付者	
K O 記	判定内容に 対する「可·否」 可·否		判定内容に 対する「可・否」 可・ 否					
欄	判定書番号 C-			•	発行No.:	•		
1144	判定書作成日:	年	F 月 日		光11110.:			